

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷九十第

行發日一月一十年三十正大

論叢

娛樂税の構成……………法學博士 神戸 正雄

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

獨占の本質……………文學博士 高田 保馬

天保時代の西陣……………經濟學博士 本庄榮治郎

時論

小麥及小麥粉關稅引上是非……………法學博士 河田 嗣郎

營業稅廢止論を評す……………法學博士 小川郷太郎

說苑

リカアドの價值論に就て……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

政府の輸出貿易振興策に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

獨逸最近の乳兒死亡率……………經濟學士 岡崎 文規

天保時代の西陣

本庄榮治郎

—

徳川時代に於て文化の最高潮に達したる時代は二つある。一は元祿時代であり、他は大御所時代である。然し元祿時代の文化は京大阪の文化が江戸に移し植ゐられて咲き誇るに至りしときであり、文化文政の大御所時代はそれが爛熟して江戸の特色を帯び、江戸趣味の極致を顯したるときであつた。然しこの文化の高潮期は、同時に政治經濟社會組織の上から見れば、徳川幕府衰頹の兆を胚胎せる時であると考へる。元祿時代では既に幕府は財政の窮乏に陥り、町人階級は漸く勃興し來つて従來の武士を首位とし、町人を末位とせる社會組織を覆すべき形勢となり、大御所時代には政治社會經濟上に亘つて、幕府の鼎の輕重は既に問はれつゝあつたものである。蓋、明和天明の下剋上の時代を経過して、寛政の治を見るに至つたものであるが、人は唯、泰平に慣れて情弱の氣風一世に普く、定信の政治も『世の中に蚊程うるさきものはなし、文武といふて夜も寝られず』の一句に葬り去られ、文化文政の時代となつては、奢侈世を蔽ふの有様であり、士風

は頽廢し、幕府衰滅の兆は明かに各方面にあらはれて來た。この時代を享けて世は天保の時代となり、飢饉あり、洪水あり、物價は暴騰し、諸侯の財政は益窮迫し、町人の米騒動や百姓一揆が所在に起り、大塩平八郎の亂も此時代に起つたものである。幕府には老中水野越前守忠邦があつて、常に松平定信を憶ひ、享保寛政の治に復せんことを欲し、種々の改革を行つた。之れが所謂天保の改革である。然し忠邦の努力も幕府の衰運を支ふるに由なく、改革の辛竦にして急激なりしたため却つて上下の怨を買ひし觀があつた。

二

西陣は平安寛都以前既に一個の機業地であつた。徳川時代の初めには山口、堺等の機業も衰へ、關東奥羽各地には機業は未だ盛ならず、博多織は天正年間より存續して居るが、その勢大ならず、獨りわが西陣のみが絹織物の産地として赫然その頭角を著はし、且平和の續くに従ひ、生活の程度も上進し、西陣機業は益發達の域に進みしものである。俗に西陣焼けと稱せらるゝ享保十五年の京都の大火には『西陣織屋の機定圖木綿機織機定圖西機絹織の機定圖數、今度類焼之分、三千十二機、上西陣下西陣之機數七千餘の内と云』¹⁾とあるから、當時の盛況は察するに難くない。勿論この火災のために織屋の蒙つた被害は随分大なるものがあつたに相違ない。家を焼かれ機臺を失つた織屋は、それが新造さるゝまで、其業に従事することが出來ず、男は土工又は

1) 「西陣天狗筆記」上卷

木工となつて口を糊するものが少くなかつたといふことである。²⁾

八代將軍吉宗の工藝殖産の奨勵に伴ふて各地に機業が次第に勃興し、西陣機業に對して有力なる競争者を生ずるに至り、從來西陣の有せし獨占的地位は、將に破壊せられんとするに至つた。

茲に於て西陣は一方に於て幕府の保護を求め、之によつてその地位を維持すると共に、機業家内部の團結及び取締を嚴にし以て從來の地位を維持せんとしたものであるが、天明八年正月に京都に大火があつて、西陣も亦その災厄にかゝり、機業家の困憊甚しく、職工徒弟相ついで逃亡四散し、各地に入つて機業を營み、之がため西陣は大なる打撃を受けたが、西陣高機織屋奉公人取究所を設置して漸くこれが離散を防ぐことゝなつた。⁴⁾然るに天保時代に入つては種々なる方面から又々打撃を受くることゝなり、機業家は非常なる窮迫状態に陥つたものであつた。

「西陣天狗筆記」に曰く「天陣織屋天文之頃は、大舍人座中三拾一軒にてありしに、御世治れるしたがひて慶長の頃には日本の紋織物下々までやう／＼に取あつかふやうになりしに、享保年中は火災書を見れば、上下西陣織機定圖之燒亡數は三千十二はた、七千餘之内書様に成ぬ。また延享元年甲子十一月より寶曆五年亥六月迄十二ヶ年の間に織屋家數高機織屋千七百七十七軒(中略)、天明元辛丑年より寛政八丙辰年迄二千二百二十軒(丙、四百軒斗休織)残り七百二十軒、機數凡二千五百八十機、天保十巳亥年より同十三年寅七月迄、但御改革前、二千百十八軒(丙、三百十八軒休織)残り千七百五

2) 拙著「天災と對策」154頁

3) 拙著「西陣研究」41—46頁

4) 「西陣研究」47—48頁

十八軒機數三千百六十四枚、』云々とあつて、家數も機數も増加して居り、享保の大火以後次第に回復せし如くであるが、これのみで西陣の盛衰を卜するには不十分であり、上述の如き諸種の事情を綜合して考ふれば、發展よりは寧ろ衰退せしものに非ずやと考へられる。

それは兎に角として、以下天保年間に於て西陣の機業に大なる影響を與へた二三の事件について説明したいと思ふ。而して此等の事件は機業の發展に寄與したものでなくして、却てその衰頽に關係を有するものである。

(註) 享保大火のときの西陣の機數は、從來一般に「翁草」卷三十三によつて『西陣織屋の高機納機本綿機今度額總の分三萬十二機、凡上京總機數七萬餘の内也』とされて居るが、「西陣天狗筆記」には西陣織のことについては『家書并に翁草を拾ふ者也』として類焼三千十二機、全機數七千餘といふ數字が掲げてある。私は其後の機數と對照して考へて、寧ろ「西陣天狗筆記」の數字の方が適當のやうに思ふ。「西陣天狗筆記」も「翁草」を參照することであるから、三萬十二機とあるは、何等かの誤りではあるまいか。尙、後考を俟つ。

三

天保に入つて西陣の機業は大なる影響を受けたが、其の一は天保の飢饉である。天保の飢饉の詳細については別著¹⁾に譲ることとするが、所謂天保の飢饉なるものは、天保四年と七年との前後兩回に起つたものを指す。先づ四年の飢饉の影響について之を見るに、米價暴騰して世上騒がしく、生活困難に陥りし者少からず、天保四年七月より十二月迄に京都市中の捨子四百七十六人、

1) 「天災と對策」67—77頁

行倒れ死人五百八十人餘に及び諸商賣は不景氣であり『殊に西陣織屋共織物不捌にて』苦しみしといふことである。²⁾

後の飢饉については、その影響は更に一層甚しきものがあつた。即ち『西陣諸織物不捌前代未聞の事にて如何程下直にても買取呉れ不申、依之休機同前也。酉の年(天保八年)春よりは百軒の機屋の内、一二軒より仕事致居不申、夫連も一機か二機にて是も御用向の御品にて仲買の仕込み品は一切無之、諸商賣とも大不景氣に候へ共、西陣の織職程にあさましくは無之候』。かくの如く休機同様であるから職工等の轉職せるものも少くない。飢饉の際とて食物の店が繁昌する所から『職人、手間取、そら引衆中も食用の品を商ひ被致候。空豆の煎り候が一文にて至つて小さき豆にて七粒、是も能く賣れ候。當町(五辻町)杯は軒並に賣被申候』。また窮乏せる職工に對する救済策として粥施行が行はれた。『元誓願寺黒門東入興徳寺にて三月十八日(八年)から七月十二日迄毎日西陣織物手間取人計りへ粥施行、一人前米一合の積に有之候。右始めは二千人の見込に候處、四月頃より六千人餘りに及候に付、無據極々薄粥に致候。施主は諸絹仲買中、三井、大丸、蛭子屋、白木屋杯都而大店方と當町(五辻町)八庄、八藤、八六杯面々持寄申候』。かゝる有様であつたが翌九年正月になつて人氣稍々引き立ち、西陣織物捌方の見込が付き、休機者も追々織り出すやうになつたが、糸價高直のため猶困窮せるものが少くなかつたものの如くである。³⁾

2) [新古見聞集]卷三

3) 同上

四

天保年間の西陣機業の衰退を證明する他の事件は、他の機業地の發展に伴ふものであつて、これは製品と原料と技術との三方面から見たことが出来る。

八代將軍の殖産奨勵以後、各地に機業が起り、これがために原料生絲をその方面に吸収せられ、殊に從來京都に對する生絲供給地たりし地方に於て、機業勃興し爲めに生絲を移入せず、却て製織品を移入し、若くは京都の絲問屋がその生絲を西陣に販賣せずして他の機業地に逆送するに於ては、西陣は實に二重の壓迫を蒙るものといはなければならぬ。また西陣の技術が或は職工の爭奪により、或は染屋練屋等が他國の注文を引受くることによつて、他の機業地に移植さるゝことも西陣にとつては非常なる苦痛である。此等の出來事に對して西陣の機業家は常に幕府の保護を請ふたものであつて、其例は古くより屢々存する所であるが、天保年間にも其等の事例に乏しくない。例へば天保十年の織屋よりの陳情書には『何分絲作元は田舎の儀にて、近年來他國所々にて西陣織物に仕似せ種々織物仕出し、段々々御當地絲廻り薄り、田舎へ絲夥しく相捌け、田舎絹は自ら下直に相成、御當地へ多分入込、他國絹夥敷相成、御當地は勿論諸方へ相廻り御當地諸織物捌取悪しく候に付、絹賣捌直段下落仕、西陣織職、其外、絲道携候者一同差支に相成』云々とあり、之れに對して同年十二月に、『和絲絹問屋之外商人共儀諸國にて西陣同様の織物仕出し候

を多分買入賣買致し、其外素人之者共猥に絲賣買增長致候故、自然と絲直段高直に相成、西陣織屋一同彌増之及衰微難澁之趣相聞不埒之事に付、已來右問屋外商人其他國より西陣織物と同様の品織出し其外絹布類爲差登候共決而直買致間敷、其外素人共猥に絲賣買致間敷候」云々との觸書を發せる如き、或は織屋が天保六年六月及び八年二月に染屋及び練屋に對して田舎よりの注文を一切引受けざることをせしが如き、即ちそれである。然しこれ等の點については私は拙著「經濟史研究」¹⁾に於て既にや、詳細に述べし所であるから、今は以上の注意をなすのみに止めておく。

五

天保年間に於て西陣機業家の蒙りし他の重大なる影響は天保の改革である。

天保の改革は前述の如く水野越前守が享保寛政の政治を手本として行つたものであるが、先づ儉約令を布いて奢侈品の製造、購買使用を禁じ、風俗矯正の爲めに劇場寄席遊廓等を嚴重に取締り、富籤の興行を停止し、官紀の振肅に意を用ゐ、武事を奨勵し、文教を起すに意を用ゐた。また經濟上の施設としては、獨占の弊害を除いて物價の騰貴を防ぐため、問屋仲間の組合廢止を斷行し、農民の都市集中を防ぐために、江戸への移住出稼の取締を嚴重にした。政治上財政上の施設として、或は江戸大阪附近の地を幕府の手に收むるの策を立て、或は印旛沼開墾の完成を計畫したこともある。但風俗の矯正、奢侈禁止等のことについては天保七八年頃にも其例があるが、

1) 517頁以下

通常天保の大改革として行はれたものは、天保十二年五月から同十四年閏九月迄のことである。

この改革は保守的・反動的のものであるが、また急激であり且嚴峻であつて、時務に適せず遂に失敗に歸した次第である。然しその影響の及ぶ所は非常に大なるものがあり、諸大名の領内に於ても、幕府の方針を模倣し、随分常識外れのことまでも行はれたやうである。

六

天保の改革は京都殊に西陣の機業に對して如何なる影響を與へたであらうか。先づ茲には少しく京都における狀況を述べて見たいと思ふ。

當時の所司代は牧野備前守忠雅で、東町奉行は本多筑前守、西町奉行は柴田日向守であるが、兩奉行所に與力三騎同心五名宛を禁奢令についての目付役として置くことゝなつた。而して各種の禁令が雨下されてゐるが、試みにその二三のものに就いて述べれば次の如くである。

- 一、此度閑屋と唱へ候向、都て諸向株札を以て、仲間組合の類、并貸付諸會所總潰れに相成り、尤も諸商ひ物は迄御制禁の外は、何によらず、素人共買勝手次第たるべく候、
- 一、諸向御冥加金運上等悉く御免仰出され候、
- 一、生肴、盛肴、野菜、干物類、其外、何品に不寄、店商の品は夫々値段札出置可申候事、
- 一、町人の分は縦へ大家、小家、舊家、新家に拘はらず、町人は町人の分にて一體の事に候間、自他に構らず銘々相愼み質素儉約を相守り候べき事、

1) 「御觸書集覽」

内田禎士「近世の日本」天保の改革の條
龍居松之助「文化觀日本史」天保改革の失敗の條

一、高金の衣類、櫛、笄、籠甲、金銀の類停止、町家の分は衣類成るだけ目立たざる様、譬へ袖、木綿たりとも、當世の目立候染杯の類相成らず、さりとして目立たずは縮緬、羽二重の類苦しからずと申すにもあらず。

一、衣類男女とも總て綿服に致すべき事、

一、縮緬類、襟、袖口にても無用の事、

一、唐物類一切着用致すまじき事、

一、扇、團扇の手籠り候品、手拭前垂等に物好きなる染模様の類、

一、挑灯の火袋、紅の彩色、又は上の方墨にて塗り、其の外手籠り仕立てたる類、

一、花火線香類、甑び入形類、小さく候ても手籠り候品、

一、女の履物の鼻緒に絹類を用ひ候儀其外物好に拵へ候類又は男女共塗下駄の類、何れも禁止、

一、男は日傘を相用ひ候儀女は羽織を着用致すまじく候事、

一、茶湯、論講、琴、三味線さらへ講無用の事、

一、淨瑠璃、端唄稽古致すまじき事、

一、近來女房、娼等市中へ出行くにも裾をからげ物好の裾除を致し、不慮に横行政し候は、京風の姿振を失ひ、淺ましき風

俗に推移り不埒の儀に候。向後市中横行に裾をからげ候儀相成らざる事、

一、女髪結嚴しく御差留仰出され、并に髪飾縮緬の色切を用ひ申すまじき事、但男髪結床は御差置きに候へども、結び賃成丈

値下に致すべき様仰渡され一統に廿二文の定に相成り候事、

一、市中に於て、料理屋と唱へ入れ寄せ致し、或は中宿又は遊所への便利の筋、御停止。但ありきたりの料理屋、仕出屋の向

は是迄の通り御免、

一、懸置女は勿論、町舞子杯にても紛らはしき所行の者は御吟味の上嚴重に仰付けらるべき事、

これ等の發令によつて天保の改革の性質の一面は之を窺ひ得る處であるが、これ等の禁止、取締りに依つて如何なる影響を與へたであらうか。京都では吟味見廻等も嚴重で、衣服髮結等について法度に背いて御咎を蒙つたものも少くない。衣服は大方木綿になつたけれども、髮結業が不正の稼業として禁止せらるゝに至つたため、「是迄髮をば髮結に結はせ、自身に結ふ事えせざる者共計りなる故、何れも女は見苦しき梳髮計りなりしにぞ、又御觸有りて梳髮は穢多、非人同様なれば、決して不相成、髮結に結はせずして銘々互に結びあふ事は苦しからざれば、しかすべしとの御觸あり。御奉行にも御苦勞の事なり」。華街の取締に就ては「川東の青樓々々悉く召抱の遊女共召連れ四條芝居に召出され、女共身元并賣られたる始末一々糺しとなり、追て沙汰致す迄客を取る事不相成と申渡されしかば、其夜より一統に掛行燈を引き門口を閉ぢぬ。其後一方計り御免なりしども、祇園町計りは許されしどもいふ。されども何れも粗服にして、他へ出る事を禁せられ、客も手代召遣の類を相手とする事を差留められ、其身代も藝妓二朱、遊女一朱と之を定められ、之を現銀ならでは客とすべからずと申渡されしといふ。自ら止みぬる様の計らひなるべし」また「株潰れぬる故、両替はいふに及ばず、金銀の預け、貸付等を悉く取戻さんとす、何れ一統に人氣立騒ぎし事なれば、大に騒動せしといふ」。然るに東西の與方同心等の悪事が摘發され、斯る混雜に乗じて「盜賊共頻に徘徊し夜はいふに及ばず、白晝と雖も人を剝取る杯傍若無人なりと

いふ²⁾。然し其後も華美なる衣服を着る者などは絶えざりしものと見ね、翌年六月五日には禁服着用者が三條橋會所で叱責され、九月十日には役人が市中を巡見して『男女禁服用、及、目立候品着用の者、又櫛笄簪籠甲者勿論蒔繪の櫛に至る迄夫々御吟味の上御召捕又は其場所にて御取上げ御呵りにて相濟候分夥敷事にて、町御預けに相成候者五十五人有之、輕きは三貫文重きは五貫文過料被仰渡事濟に相成候事。諸寺社奉納の繪馬額の内に通用錢を用ひたる物、歌舞妓役者等の姿繪、押繪、役者遊女等の名前目立候物總而取拂可申旨被仰渡候事』。而して改革の前後により物價の差違は次の如くであつた。³⁾

	改革前	改革後
上會代 糸壺箱	九十二兩二步	五十四兩三步
奥州 中品 糸壺箱	六十四兩一步	三十九兩二步
武州 上品 糸一箱	四十兩二步	二十二兩一步
湯 錢 男 女	九文	六文
子 供	七文	四文
乳 谷 子	五文	二文
藥 湯	十二文	七文
男 髮 結 (女 髮 結 は 禁 止)	三十二文	十八文

2) 十三年三月頃のこと、(『浮世の有様』四、416頁)
 3) 『如水町記録』

天保の改革並に京都における影響は簡單ではあるが、以上の記述によつて大體判明すること、信ずるが、これが西陣機業に及ぼした影響は果して如何であつたらうか。

天保の改革によつて絹織物の製造使用は勿論、表具羽子板雛其他裝飾用又は女子の髪飾に至るまで金銀糸及び絹織物を使用することが禁せられたのみならず、綿織物と雖手數かゝりたる品及び新規なる品、又は數奇をこらせるもの、製造賣買が禁せられたものであるが、織屋は種々手を盡して工風を凝らし、「高機にては綿風通、綿厚板扱は申不及、偉に麻糸又は苧柄を用ひ、唐阿蘭陀織に見紛れ候様の品を織出し、又西機(千本通以西の土地を西機と稱し木綿織屋のみなり)にては、紅、紫染の立貫取ませ結構花美に見得候」ものを織出した。そこで又絹綿交織物及び紅紫等の染料の高價にして花美派手なる色糸を使用することを禁じ、六月三日には西陣各組々の頭年寄一人宛都合卅六人が西奉行所へ召出されて「織物之儀御當所第一の名産故織屋共一同織物にかけては誠に器用成事感心の至也。其器用過ぎて當時の御時節柄不當の織物存付織出候ても、下々の着用には不相成、左候得ば不捌に相成一同迷惑致す道理也。花美結構なる唐阿蘭陀持渡りの品々等に似奇候品を着用致候へば奢侈の衣服をしたひ其興念離れざるに相當り候故着用御差止に相成候事に候間此處を能々勘考致、以來花美結構向に見紛候品織出不申様」篤と訓諭するに至つた。又「七月盆前より絲商ひ高并に内入銀高、絲直段、又織屋共より絹類絲代の請取候譯合等糸屋町へ御聞合せ有之候間、以書

1) 「如水町記録」十二年六月廿一日及び七月十八日
2) 同上、十三年五月三日

付申上候。誠に細密の御糺に有之候³⁾。

此等の禁制や取締のために西陣の機業は非常な影響を蒙つた。當時の状況を見るに、『吳服仲買の者共、四箇月、六箇月等の相對にて絹布多く仕入れし者共、御法度厳しくなりし故、今は無用なりとて買置きし代物を悉く元方へ差戻す』とか『同所^(京)は吳服商賣の者至つて多く、西陣の織屋を始め、吳服商人おもたる所なるに、厳しく之を止められし故、何れも大に困窮に及ぶ。別て織屋の下職をなして糸を繰り絹を絞り、鹿子を結び縫をなし、犬鷲絨つみ坏して世を渡りたる者共、聊もなすべき業もなければ、何れも飢餓に迫りしと見えて、五月下旬に至りては首縊、捨子など至つて仰山の事なりといふ』等の記事の存することによりても西陣の不況は察するに難くない。

更に十四年九月六日にも再び西陣の者が呼出されて花美巧妙なる新織物の禁止が傳へられた。これは八月に奢美なる衣服禁止に關する江戸の町觸があり、京都并に上州桐生武州八王寺織元を始め其他へ命せられたものであるから、洛中洛外へ再び布令された次第であるが、其際召出されし者が申合せ、當時専ら織立居りし木綿博多の内、至つて目立ちしもの、又手籠りし様に見ゆるもの、即ち紋織、常盤織、しめ切織、紅紫色のものは、爾後織立てざることに一決したとのことである。⁵⁾

3) 同上

4) 「浮世の有様」四、416頁

5) 「如水町記録」

天保の改革、殊に西陣に於ける所謂「禁絹令」は以上の如くであるが、種々なる憶説も行はれたものと見え、天保十四年二月奉行所よりの町人の衣服制限に關する再度の諭旨には、「又此度の御法度を三日法度の如く存違候者有之哉に聞へ候。此度の御趣意は永代の御法度につき違心得致さざる様存すべく候」といひ、同年閏九月二十六日の令にも「此節江戸表に而御法度の衣服其外御改革の品に御模様替へ有たり杯と種々不取留義浮説致候趣相聞え不埒之至りに候。此上右體の儀流布致候者有之候は、急度可申附候間、決而浮説流布致間敷、是迄追々被仰渡置候趣嚴重に相守可申候」といへる如きその一斑を示すものであらう。

かゝる浮説が行はるゝのみならず、年月の經過と共に次第にその取締は弛みしものゝ如くである。天保十五年(弘化元年)六月の令を見ると「此頃に至り無何と相弛み候哉、中には密々御法度の品相用ひ女子の髮の銚りに色裂杯用候者も有之由相聞え、富人者申迄も無之、町役人共も示方等閑故の儀と相聞へ不埒の事に候。」云々といつてゐるが、「如水町記録」を見ると、右の禁絹令一件に關する記録の末尾に「天保十二年六月より右弘化元年六月の御觸書(此の間四ヶ年)此より後ち御觸書無之自然次第に相弛み申候」とあつて、過酷急激なりし改革も終に龍頭蛇尾に終りしことを明かにしてゐる。

天保の改革によつて問屋仲間が廢止され同業者の團結と獨占權とを解いて、物價の引下を計らんとしたことは前述の如くであるが、其結果は豫期に反して物價下直にも成らず、却て從來の商

1) 「如水町記録」
2) 同上

業組織を紊り不融通となつた。そこで水野越前守退きて阿部伊勢守代るに及び、嘉永四年に當時現在の姿を以て問屋仲間の再興を認むることとなりしものであるが、西陣の織屋其他の仲間についても勿論同様である。但、組合員の人數、居住の地域等については多少の制限を附したものの如くである。即ち六年十二月十日の令を見ると『尤和絲絹問屋、他國醬油賣問屋、他所買鹽屋、上菓子屋は此後人數相減候は、以前之通定人數迄者減切にいたし、絲屋町十町之外に罷在候絲渡世の者は六ヶ月を限、右町々へ引越、西陣外に罷在候高機織職の者は是又六ヶ月を限り西陣内に引越可申以前人數定無之分者増減勝手次第に可致候』云々とある。かくて西陣の各種機業仲間はその仲間の名前帳を提出して再興せらるゝに至つた。

九

西陣の機業は徳川時代の後半に於ては、他の機業地の勃興に壓せられて、従前の如き獨占的地位を維持するを得ざりしものであるが、幕末期に至つては機業家の困窮更に甚しく、天保年間には、他の機業地の發展に基く恒久的の原因の外に、飢饉并に禁絹令てふ一時的の原因も之に加はつて、機業家は纒かに木綿織の製織に轉することによつて、その生業を維持せしものであるが、仲間再興の後と雖、捲土重來の活動を見ず、安政年間には米價と絲價との高直の爲めに職工離散せむとする有様を呈し、官米一千石の貸下を乞ふて、之れが救済に當りし事實もあり、遂に曩日の盛況を再現することなくして、明治の新時代に入りしものである。

- 3) 「諸問屋再興調」(徳川時代商業叢書所收)
- 4) 「造醬油仲ヶ問下附帳」
- 1) 安政七年三月十二日文久二年十一月の文書
「堂島舊記」395頁 (徳川時代商業叢書所收)